

みなし従属 に関する規定の改正 について

改正41号通知

見なし従属に関する規定が改正されました。

6項口等の部分については**みなし従属**の対象とせず、自動火災報知設備、その他の消防用設備の基準を適合させることとなりました。

従前のみなし従属については →

6項口等が存する場合、10%以下、300㎡未満であっても **みなし従属**できなくなりました。

改正前

改正後

注意! 6項口以外の用途については従前通りです



この場合、全体は**A項**となっていました。

B項
A項以外の用途
独立した用途が300㎡未満で
床面積が全体の10%以下



6項口等の用途
6項口等が300㎡未満で
床面積が全体の10%以下
であっても

全体は**16項イ**(複合用途)となり
消防用設備の設置基準がビル全体に
規定されます

